

第3次玉名市食育推進計画策定業務プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本市では平成21年3月に「第1次玉名市食育推進計画」を、平成24年3月に「第2次食育推進計画」を策定し、市民一人ひとりが食を通して心身ともに健やかに生活することを目指し、食育推進事業を実施している。

また、市民の食や健康に関する意識や実態、ニーズを把握し今後の食育推進事業の方向性や実行可能な施策を講じるための基礎資料とすることを目的として平成26年に「玉名市民食育調査」を実施した。この食育調査結果を盛り込み「第3次玉名市食育推進計画」を策定する。

上記の目的をより効率的に達成するために、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から提案された企画書を一定の基準で評価・選定する公募型プロポーザルを実施する。

2 業務名称

第3次玉名市食育推進計画策定業務

3 業務概要

別紙「第3次玉名市食育推進計画策定業務仕様書」のとおり

4 業務の履行期間

契約の日から平成29年3月31日

5 予定価格

2, 228, 040 円

6 契約担当課

玉名市健康福祉部保健予防課 担当 南・吉田
電話番号 0968-72-4188 FAX0968-72-5208
メールアドレス hoken-c@city.tamana.lg.jp

7 日程

実施内容	実施期日または期間
公募開始日	平成28年6月 1日（水）

参加表明書の提出期限	平成２８年６月１０日（金） 正午必着
質問書の提出期限	平成２８年６月１６日（木） 正午必着
質問の回答	平成２８年６月２２日（水）
参加申込書(関係書類)の提出期限	平成２８年６月２７日（月） 正午必着
審査（プレゼンテーション）	平成２８年７月上旬予定
審査結果通知	平成２８年７月上旬
委託契約締結	平成２８年７月上旬
業務期間	業務契約締結後～平成２９年３月３１日

＊本業務についての説明会は実施しない。

８ 参加資格

- （１）玉名市での入札参加資格を有していること。また、他の自治体で同種または類似業務の実績があること。
- （２）地方自治法施行令第１６７条の４に該当しない者であること。
- （３）提案書を提出する日以降に、玉名市工事等請負・委託契約に係る指名停止措置要領（平成１７年１０月３日、告示第１０３号）に基づく指名停止を受けている期間がないこと。

９ 参加意思表明書の提出

- （１）提出書類 参加意思表明書（様式１）
- （２）提出場所 前記６の担当課まで
- （３）提出期間 平成２８年６月１日（水）～６月１０日（金）正午必着
- （４）提出方法 持参または郵送（簡易書留便に限る）

１０ 質問の受付及び回答

実施要領等について質問がある場合は、電子メールで次のとおり受け付ける。

- （１）質問の受付
 - ①提出書類 質問書（別紙様式２）
 - ②提出期限 平成２８年６月１６日（木）正午必着
 - ③提出先 前記の契約担当課まで
 - ④提出方法 メール受信（タイトル冒頭に【食育計画：質問】と記載のこと。）
- （２）質問に対する回答
 - ①回答日 平成２６年６月２２日（水）
 - ②回答方法 プロポーザル参加者全員に、質問書または参加意思表明書に記載された電子メールアドレス宛に回答する。

1 1 企画提案書等の提出

参加を表明した者は、必要書類を定められた部数をまとめて製本し、期限までに提出すること。ただし、期限までに提案書の提出がなかった事業者については、以降の審査について辞退したものとみなす。

(1) 提出書類・必要部数

参加申込書（様式3）	1部
企画提案書（様式4）	11部（正本1部 写し10部）
創意工夫による強調点（様式5）	11部（正本1部 写し10部）
事業実績報告書（様式6）	11部（正本1部 写し10部）
作業スケジュール（任意様式）	11部（正本1部 写し10部）2頁以内
見積書（任意様式）	11部（正本1部 写し10部）

(2) 提出期限等

提出期限	平成28年6月27日（月）正午必着
提出場所	前記6の担当課まで
提出方法	持参または郵送による。持参の場合は土・日・祝日を除く午前9時～午後5時まで受け付ける。郵送の場合は簡易書留により提出期限までに必着とする。

(3) 見積書の留意事項

見積書記載金額は、本業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額を別々に記載し更にそれらの合計金額を明記すること。

見積書については人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。

1 2 審査

(1) 審査方法

玉名市の庁内関係者で構成する選定委員会を設置し、優先交渉権者を選定する。

(2) 審査結果

審査結果は、企画提案書の提出があった全事業者に対して、参加申込書または企画提案書に記載のメールアドレス宛に通知する。

1 3 契約締結

審査により優先交渉権者を選定された者について、契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、審査の採点基準が上位の者から順に契約締結の交渉を行うものとする。

1 4 参加者の失格

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①前記 8 ③の要件を満たさなくなった場合
- ②提出書類の虚偽の記載があった場合
- ③公平な審査を阻害する行為があった場合
- ④見積書の見積額（税込）が前記 5 の予定価格を超えている場合

1 5 その他の留意事項

- （１）本プロポーザルに係る費用は、全て参加事業者の負担とする。
- （２）提出期限後の提出書類の加除修正は認めない。
- （３）提出書類は返却しない。